平成２４年（フ）第２６４号
大阪市住之江区西加賀屋４－３－５―1203、住民票上の住所大阪市住吉区東粉浜１丁目４番５号
債務者　堤　　清美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８２号
大阪市淀川区西三国１丁目９番37号　ＰＡＬＪ＆Ｓ　107号
債務者　大植　麻由
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８４号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目３番18号
債務者　村田　良隆
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８５号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目３番18号
債務者　村田　隆二
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２４号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番Ｂ33―402号
債務者　笹川　広美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９５号
大阪市都島区友渕町３丁目１番24号　中野ビル301号
債務者　星原　　香
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２８号
大阪市東淀川区豊里６丁目28番９―308号
債務者　石田　量啓
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４２号
大阪市浪速区敷津西２丁目10番６号
債務者　石田　　剛
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８５０号
大阪市東淀川区西淡路５丁目13番４―301号
債務者　多田　　忍
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８６２号
大阪府豊中市千成町２丁目４番25―201号
債務者　橋本　　静
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８３号
大阪市旭区赤川２丁目７番12号　ライトハウス203号
債務者　橋田　道子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８５号
大阪市淀川区三国本町１丁目８番１―806号
債務者　山﨑　正夫
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９０号
大阪市西成区花園北２丁目５番12―516号
債務者　渡具知　明
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６号
岩手県北上市町分３地割25番地５　柳田アパート１号、前住所岩手県北上市上野町２丁目12番８号　コーポせん３号
債務者　鈴木百合子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１４号
福島県会津若松市神指町東城戸383番地　ムトウアパート２Ｆ３号
債務者　筒井　定時
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
新潟市東区猿ケ馬場２丁目12番９号
債務者　山田　朱美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７４号
新潟県村上市坂町1722遠山恵久子方、住民票上の住所新潟県新発田市中曽根町２丁目21番28号
債務者　長谷川健一
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　新潟地方裁判所新発田支部